

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

在
ハ
ル
一
大

北
ア
通
す
所
に
寫

移旅第 / 25号

昭和35年 / 2月8日

在ベルー

臨時代理大使 川崎榮治殿

外務大臣 小坂善太郎

沖縄出身在留邦人の一時帰国
渡航手続に関する件

3月7日付貴信第74号をもつて照会越しの
本件に關現在までの検討の結果下記のとおり回
答する。

記

1. 現行旅券法にあつては、数次往復用の旅券
以外は帰国したときに無効となる（法第 / 8
条 / 項 2 号）ので、貴問の「帰国したとき

外務省

の旅券による再出国」を可能ならしめるため
には、貴館において数次往復用の旅券を発給
するより方法がないが、数次往復用の旅券は
外務大臣のみが発給し得る（法第 / 2 条）こ
ととなつているので、現行旅券法を改訂しな
い限りこの方法は認められない。

また、これら在外邦人が琉球等に一時帰省
のため単に本邦を通過する場合、これを帰国
と解することなく入国証印を捺しない等の便
法を講ずれば、その旅券をもつて再出国し得
るわけで、この点についてはかねてより入管
と協議中であるが、未だ結論を得るに至つて
いない。

2. 貴問の「国籍証明書による沖縄渡航」に
關しては、貴見のとおり、現在米国の永住権
を有する邦人の一時帰国の場合に限日・米
双方において特に認めているものである。こ
の取扱いを拡張の上、責任国在住邦人にも適
用することの可否については取敢えず関係先

外務省

と検討中なるも、最終的には米側と協議すべき問題である。米側が在米邦人の一時帰国の場合に本件国籍証明書を琉球への入出域のための総理府ならびに米国民政府の身分証明書に代わるものとして認めているのは、これら邦人が米本国の永住権を有しているため出先官憲としても特に便宜を与えているので、これが本件便宜措置を認めるための最低線ではないかと考えられ、米側以外の国の永住権を有することは何ら考慮の対象とはなり得ないものと思われる。

本件については、更に検討いたしたいので責任国における出、入国が、わが方の国籍証明書により支障なく行なわれるか否かにつき念のため御調査の上御回報願いたい。

3. なお、貴信申越しの趣旨が「沖縄への一時帰省に際しての渡航手続に時日を要する」との在留邦人の苦情から発したものであることは明らかであるが、その渡航手続中、最も長

時日を要するのは、むしろ米側の入域許可取付けについてであり、わが方の手続については次のとおり便宜供与が可能であるため本来殆んど問題はないものと思われるので念のため申添える。

イ。総理府身分証明書は、急を要する場合、事前に入域許可を取付けてさえいれば、総理府において一兩日中に発給可能の由である。

ロ。再出国にあつての旅券発給も、急を要する場合は関係書類が完備していれば、本省において一兩日中に発給可能。

アジア局長

審議官

総務参事官

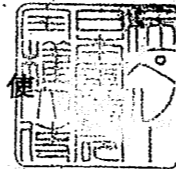
北東アジア課長

才 / 88 号

昭和37年5月24日

外務大臣 殿

在ペルー
三浦 大 使

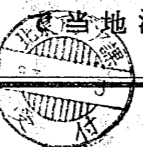


在ペルー沖繩人の沖繩入域許可
取付に関する件

当国在留の沖繩人が沖繩入域の際は通常当地
出発前に米国大使館武官室を通じ米国軍側の入
域許可を取付けていたが、客年11月頃より右
手続は当地米国領事館を経由することに改めら
れた。然るに領事館経由に改められて以来申請
から許可取付けまでに少くとも2カ月（以前は
3~40日程度）を要し、頗る不便となつたの

で当地沖繩人会長名をもつてワシントンの国防

3308-5



在外公館

回覧番号

並北 1001

省に対し別紙写の通り事態の改善方を陳情した
趣であるので右何等御参考まで送付する。

おつて本件陳情をなすに当り当館に対しては
何等事前の連絡はなかつたのでお含みまで申添
える。

別紙添付

在外公館

COPIA

ASOCIACION FRATERNAL OKINAWENSE DEL PERU

May 10, 1962.

Commanding General
Office, Chief of Civil Affairs
Pentagon Building,
Washington 25, D.C., U.S.A.

Dear Sir:

We beg to call to your attention a very difficult situation regarding people from Okinawa and the Ryukyus living in Peru. These people hold Japanese Passaports due to imigration to Peru prior to World war II. They are not Peruvian citizens and retain valid Japanese Passports issued before the war.

On many occasions, travel is both neccessary and urgent to the Ryukyus due to illness of close family memmbers or other similar emergencies. Present procedure is that a request must be submitted to the U.S. Embassy in Lima, transmitted by mail to the State Department in Washington, and then transmitted by mail to USCAR for approval. It follows the same channel back as to notification. Before November, 1961, this took at least two months. Starting with November 1961, no requests submitted have been approved, including several requests submitted in November 1961.

It is requested that your office take action to change this situation and advise this Association. It is suggested that the U.S. Embassy in Lima be authorized to issue directly such permits on behalf of USCAR or somessimilar workable solution be found. For this we will be most happy and thankful.

Respectfully Yours,

(signed)

CHIKO EDA
President

Copies to:

1. US Embassy, Lima
2. USCAR
- 3 GRI.
4. Japanese Embassy, Lima